

令和6年度第4回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年7月10日（水）午後1時30分 から 午後2時45分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（24人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		15番	栗島	和子
		16番	稻見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 23号	農地法第3条の規定による許可について
議案第 24号	農地法第5条の規定による許可について
議案第 25号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 26号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 27号	令和7年度国・県農業政策に対する意見・要望報告書について

4、報告

報告第 14号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第 15号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第 16号	農地法第4条の制限除外について
報告第 17号	農地法第5条の制限除外について
報告第 18号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第 19号	非農地判断について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

7、会議の概要

議長

それでは、只今より、令和6年度第4回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は24名であります。全員出席しておりますので、筑西市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤課長、市村補佐、長津主任、山本主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、9番 中澤 保 委員と10番 栗島 菊雄 委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第23号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、議案第23号受付番号15番は、10番議席 栗島菊雄委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後1時34分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

山本主事より説明させます。

山本主事

議案第23号、農地法第3条の規定による許可について、令和6年7月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

それでは、5ページをお願いします。

番号：15番、権利：所有権移転有償、所在：関本上字十二天、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：994㎡、譲渡人又は貸主：水戸市上国井町、譲受人又は借主：筑西市上野、経営面積、渡人：138,036.21㎡、受人：281,195.37㎡、受人の労力総数及び稼働数：2、2。

以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号15番について、調査委員の報告をお願いします。

栗島和子
委員

はい。15番の栗島です。

15番についてご報告いたします。

先月の27日に書類審査を行いました。
その後、申請に間違いのないことを確認いたしました。
受人の方は、専業農家で、規模拡大とのこと。
また、農林振興公社との申請なので問題ないかと思われませんが、さらなる皆様のご審議をよろしく願いいたします。
以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第23号 受付番号15番を採決いたします。

議案第23号 受付番号15番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員。よって議案第23号 受付番号15番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、10番議席 栗島菊雄委員の除斥を解きます。

午後1時37分 解除

議長 続いて、受付番号6番から事務局の説明を願います

事務局長 引き続き、山本主事の方から説明させます。

山本主事 続きまして、2ページをお願いいたします。

番号1番、2番、3番、並びに、3ページ、4番、5番は保留となります。

続きまして、3ページ。

6番、所有権移転無償、布川字久保、畑、畑、2,331㎡、外1筆、合計2筆、合計面積3,062㎡、筑西市高島、栃木県小山市犬塚、5,771㎡、0㎡、2、2。

7番、所有権移転無償、布川字久保、畑、畑、15㎡、筑西市高島、栃木県小山市犬塚、15㎡、0㎡、2、2。

次のページをお願いいたします。

番号8番から10番は保留となります。

続きまして11番、所有権移転有償、東石田字西原、畑、畑、1,031 m²、筑西市蓮沼、筑西市寺上野、1,031 m²、3,716 m²、2、2。

次のページをお願いいたします。

12番、所有権移転無償、鍋山字西明、畑、畑、989 m²、桜川市加茂部、桜川市加茂部、4,832 m²、4,832 m²、2、2。

13番、所有権移転無償、関本上字本郷、畑、畑、1,223 m²、埼玉県川口市柳崎、筑西市関本肥土、1,223 m²、5,389 m²、2、2。

14番、所有権移転有償、関本肥土字申田、田、田、2,875 m²、外4筆、合計5筆、合計面積 6,823 m²、水戸市上国井町、筑西市関本下、138,036.21 m²、402,990.73 m²、4、3。

次のページをお願いいたします。

16番、所有権移転有償、内淀字北浦、田、田、971 m²、外11筆、合計12筆、合計面積 12,312 m²、水戸市上国井町、筑西市内淀、138,036.21 m²、44,030.88 m²、2、2。

17番、所有権移転有償、野字前田、田、田、4,569 m²、水戸市上国井町、筑西市野、138,036.21 m²、98,856 m²、2、2。

次のページをお願いいたします。

18番、所有権移転有償、下高田字前田、田、田、1,320 m²、筑西市甲、筑西市下高田、12,059 m²、14,989 m²、2、2。

19番、所有権移転有償、松原字今館、田、田、2,104 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 2,708 m²、古河市女沼、筑西市松原、3,258 m²、244,793 m²、3、3。

20番、所有権移転有償、海老江字六反田、畑、畑、138 m²、筑西市下岡崎二丁目、筑西市海老江、10,005 m²、0 m²、2、2。

21番、所有権移転有償、小栗字加草、田、田、788 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 5,784 m²、筑西市小栗、筑西市小栗、11,957 m²、18,350 m²、2、2。

次のページをお願いいたします。

22番、所有権移転有償、西保末字小太町、田、田、742 m²、筑西市西保末、筑西市西保末、3,834.69 m²、41,133 m²、4、4。

23番、所有権移転無償、筑瀬字毘沙門、畑、畑、49 m²、筑西市折本、筑西市筑瀬、49 m²、1,502 m²、2、1。

24番、所有権移転有償、藤ヶ谷字鴨山、畑、畑、406 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、4,014 m²、0 m²、1、1。

25番、所有権移転有償、井上字二本木、畑、畑、576 m²、筑西市嘉家佐和、筑西市井上、576 m²、3,185 m²、1、1。

次のページをお願いいたします。

番号26番から、10ページ30番、31番、32番、33番、11ページ3

4番は、保留となります。

続きまして35番、所有権移転有償、関本肥土字西勝、田、田、1,966㎡、外3筆、合計4筆、合計面積3,925㎡、埼玉県川口市差間、筑西市関本分中、807㎡、230,303㎡、1、1。

以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号6番から、調査委員の報告をお願いします。

新井英雄
委員

24番の新井です。
私から、6番、7番について報告いたします。
同一申請箇所でもあり、先月27日に書類審査を行いました。
何ら不備はございませんでした。
受人はインドの方で、代理人の方に連絡をしまして、渡人との関係等、色々お尋ねいたしました。
書類に間違いがないということなので、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。
以上です。

議長

11番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

6番齊藤です。
11番、12番、16番、19番、20番、以上の5件について、報告いたします。
6月28日に書類の確認をし、その後それぞれに確認をいたしました。
まず11番ですが、親から相続した農地を売買する案件です。
渡人は農業を営んでおらず、管理できないため近くで耕作している受人に話があったようです。
規模拡大趣旨のための売買であります。

次に、12番についてです。
こちらは夫婦間での贈与の案件です。
書類に不備もなく、お互いに確認を取れています。

続いて16番です。
こちら農林振興公社との売買の案件です。
受人は、規模拡大をしている農家で、近所であるために、売買の話になったそうです。

次に19番になります。
こちら11番同様、親から相続した農地を、耕作管理できないために、受

人が近くを耕作しているために、売買の話になったそうです。

受人は、地域を代表する大規模農家でして、規模拡大のために購入するそうです。

最後に20番についてです。

こちら自宅の脇の農地を買って、家庭菜園をしたいとのことで、売買となるそうです。

渡人も、ご覧の通り狭い農地のために、管理しづらくて買ってくれればと喜んでいました。

以上5件、書類に間違いもなく、許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議よろしく申し上げます。

以上です。

議長

13番お願いします。

栗島菊雄
委員

10番栗島が報告いたします。

13番と35番の2議案について調査報告をいたします。

13番ですが、まずは書類審査をして、書類には不備もなかったんですが、受人・渡人の双方に、電話連絡で確認をして参りました。

受人・渡人の関係は、義理のいところになるのかな。

渡人の旦那さんが受人といところなんですが、旦那さんが亡くなって、妻である渡人が相続したんですが、遠方のため管理ができないということで、今管理をしている受人に、無償で所有権移転をするということで合意ができたっていうことで今回の申請になりました。

何も問題ないように調査してきました。

13番は以上ですが、35番。

やはり、書類審査をし、書類には不備問題ないように、調査しました。

やはり渡人・受人の双方に、電話連絡で確認をしてきました。

渡人の親がもともと関城地区で、親が相続していたやつを、親が亡くなって、渡人が相続したんですが、やはり遠方なために、管理ができないということで。

受人は、地域でも、指折りの経営をしている方です。

書類にも不備はなく、受人は規模拡大っていう形になりますので、問題ないかと思えます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

14番お願いします。

栗島和子
委員

15番の栗島です。

14番についてご報告いたします。

先月の27日に書類審査を行いました。

後日受人に確認しました。

以前より借りて耕作していましたが、今回売買の申請になりました。

地元でも大きく経営されている方です。

また、農林振興公社との売買の申請ですので、問題ないかと思われませんが、さらなる皆様のご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

議長

17番お願いします。

関口均
委員

1番、関口です。

17番について説明いたします。

先月27日に書類審査をし、後日受人に電話をして、提出された書類に間違いのないことを確認しました。

また、渡人は県の農林振興公社でありますから、問題ありません。

よって、当案件は許可相当と思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

18番お願いします。

大林富子
委員

20番、大林です。

18番について報告いたします。

先月27日に書類審査を行い、後日受人・渡人双方に電話にて確認しました。

受人は、もともと近くにある渡人の姉が所有していた田を借りて耕作していたところ、妹である渡人に相続されたそうで、農業経営拡大のため、今回の契約に至ったとのことでした。

渡人も内容に間違いのないとのことでした。

書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長

21番お願いします。

秋山員宏
委員

18番秋山が報告をいたします。

先月の28日に書類審査をいたしまして、その後、兩人に電話で確認をいたしました。

受人・渡人は、親戚関係であります。

渡人が病気がちで農業を続けるのが厳しくなり、受人に相談をしたところ、売買に至ったそうです。

書類に不備もなく、許可相当と思われませんが、皆様方のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

22番お願いします。

齊藤一弥
委員

8番の齊藤です。

22番と25番を報告します。

6月27日に関城支所におきまして、書類審査を行いました。
その後、電話、本人にお会いするなどして確認いたしました。

22番なのですが、申請以前に、このご親戚の方から売買の問い合わせがありましたので、電話確認はいたしませんでした。

渡人が体調を崩されまして、農業ができないということで、この近くに受人の土地があるそうで、この土地を買っていただけないかと話をしたそうです。

その後、話がまとまりまして、今回の申請になりました。

受人は、規模拡大ということでした。

25番ですが、電話で確認しました。

やはり、この土地が受人の家の近くにありまして、渡人にこのあたりを譲ってくれないかという話から、この売買になったそうです。

許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

23番お願いします。

坂入進
委員

5番、坂入です。

この件につきましては、前回保留と聞いておりまして、理由は畑に砂利が残っているということでございました。

しかしながら、先月27日に、申請人より私のところに電話がありまして、家族全員で砂利を撤去したので、確認して欲しいということでありました。

後日、事務局と私で、現地確認をして参りました。

砂利は撤去されているということで確認をいたしまして、書類も確認しましたところ、不備がないというようなことでございます。

しかしながら、このような件はですね、結構ございまして、本当に砂利が少しでもあった場合には、どうなんだというようなことがちょっと本人からありまして、やはり厳しくやるのは農業委員の仕事というようなことで、本人にもお伝えいたしました。

ということでございますが、問題はないかと思われませんが、さらなる皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

24番お願いします。

竹内紀男
委員

12番の竹内です。

24番に対して報告いたします。

6月の27日に書類審査及び現地確認を実施いたしました。

受人と渡人の方にそれぞれ電話連絡をしたところ、申請書のとおり間違えな
いということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議を
お願いいたします。

以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた
します。

議案第23号 受付番号6番から7番、11番から14番、16番から25
番及び35番を採決いたします。

議案第23号 受付番号6番から7番、11番から14番、16番から25
番及び35番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員。よって議案第23号 受付番号6番から7番、11番から14番、
16番から25番及び35番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いた
します。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 引き続きまして、山本主事の方から説明となります。

山本主事 議案第24号、農地法第5条の規定による許可について、令和6年7月10
日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号1番は保留となります。

番号2番、権利：賃貸借権、所在：深見字古萩、登記簿地目：畑、現況地目：
畑、面積：842㎡、外2筆、合計3筆、合計面積：2,176㎡、譲渡人又は貸主：
筑西市深見、外2名、譲受人又は借主：筑西市稲野辺、一時転用、転用事由：駐
車場、令和6年7月11日から令和7年4月30日まで。

申請地は、県道石岡筑西線の南側約1.3km、茨城県西部メディカルセンター
の西側50mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、申請地に隣接する病院の増築工事を請け負うこととなり、一時的に工事のための駐車場が必要となったことから申請するものです。

次のページをお願いします。

3番は保留となります。

4番、使用貸借権、玉戸字伊房地、山林、畑、499 m²、合計面積 499 m²、筑西市西方、下妻市下妻丙、自己住宅。

申請地は、県立下館工業高校の北側約 200m、国道 294 号線西側約 1.5 k m に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

5番、所有権移転有償、下平塚字向原、畑、畑、333 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 341.06 m²、千葉県柏市永楽台、外 2 名、栃木県宇都宮市下栗町、自己住宅。

申請地は、市立下館西中学校の北側約 350m、下館体育館の南東側約 1.3 k m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

次のページをお願いします。

6番、所有権移転無償、横島字西ノ門、畑、畑、544 m²、筑西市横島、筑西市市野辺、自己住宅。

申請地は、国道 50 号線の南側約 450m、県道高田筑西線の東側約 150m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

7番、使用貸借権、上野字東郷、山林、畑、154 m²、筑西市上野、筑西市関本中、自己住宅。

申請地は、市立関城西小学校の南側約 1.3 k m、県道結城下妻線の西側約 620 m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

続きまして、8番から 13番は保留となります。

17ページをお願いします。

14番、賃貸借権、高島字中、畑、畑、999 m²、筑西市高島、筑西市高島、資材置場。

申請地は、国道50号線の北側約400m、国道294号線の東側約1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で古物商を営む法人です。今般、事業拡張に伴い資材置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

15番、賃貸借権、布川字十二天原、畑、畑、1,018 m²、筑西市布川、筑西市布川、車両置場。

申請地は、県道筑西三和線の西側約550m、国道50号線の南側約1.9kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で中古車販売業を営む法人です。今般、事業拡大に伴い既存の車両置場が不足したことから新たに確保すべく申請するものです。

16番、所有権移転有償、飯島字久保、畑、畑、495 m²、外1筆、合計2筆、合計面積499.37 m²、筑西市飯島、栃木県小山市駅南町、自己住宅。

申請地は、市立下館西中学校の東側約900m、JR水戸線玉戸駅の北東側約900mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、近く結婚する予定であり手狭になることから、新たに自己住宅の建築を計画し申請するものです。

17番、所有権移転有償、一本松字八幡台、畑、畑、331 m²、筑西市甲、筑西市甲、自己住宅。

申請地は、市立大田小学校の北側約900m、国道294号線の西側約1kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の実家にて生活しておりますが、手狭であることから新たに自己住宅を新築すべく申請するものです。

続きまして、次のページをお願いします。

18番、賃貸借権、上平塚字大野原、畑、畑、2,220 m²、外1筆、合計2筆、合計面積2,732 m²、筑西市上平塚、外1名、筑西市上平塚、社会福祉施設。

申請地は、下館総合体育館の南西側約100m、市立下館西中学校の北西側約1.4kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で社会福祉施設を運営する法人です。今般、障がい者支援事業を拡大する計画をし、新たに施設を設置すべく申請するものです。

19番、所有権移転有償、桑山字拾壺番耕地、畑、畑、219 m²、筑西市桑山、

筑西市桑山、駐車場。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約 100m、市立古里小学校の南西側約 1k m に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は申請地に隣接する土地で設備工事業を行う法人です。今般、事業敷地拡張に伴い従業員用の駐車場が不足したことからあらたに確保すべく申請するものです。

以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 2 番から、調査委員の報告をお願いします。

永井尚子
委員

3 番、永井がご報告いたします。

2 番と 6 番をご報告いたします。

最初に 2 番でございますが、6 月 27 日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。

その後、電話により、渡人 3 名、受人、双方に内容の確認をいたしました。

双方とも取引の内容に間違いはないということです。

問題はないかと思いますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

続きまして、6 番でございます。

同じく 6 月 27 日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。

渡人は親で、子に所有権を渡すということで、この取引に、双方とも間違いはないという確認が電話で取れました。

問題はないかと思いますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

4 番をお願いします。

宮山繁治
委員

19 番、宮山です。

私からはですね、4 番と 17 番について説明します。

まず 4 番ですが、6 月 27 日に書類と現地確認を行っております。

そのあと、本人確認しまして、使用貸借というようなことで、渡人の長女の夫ってというようなことで、貸与するということでした。

それから同じく 17 番なんですけど、これについては自己住宅を建てるというようなことでの売買になりますが、これも同じく 27 日に、書類と現地確認しております。同じく後日、電話確認しております。

受人についてはね、夫婦でありまして、共有登記にするというようなことで全員に確認を取っております。

両方とも許可相当であると、問題ないと思われそうですが、皆様方のさらなるご審議をお願いします。

以上です。

議長

5番お願いします。

國府田
喜久男
委員

13番國府田です。

5番と18番を報告します。

6月27日に書類審査の後、現地確認いたしました。

そのあと、双方に電話確認をいたしました。

そうしましたところ、まず、渡人はですね、故郷がこの下平塚ということで、遺産相続で3人で共同で持っていたそうです。

ただ、遠く離れているので管理もできない状態でいたところ、受人からの要請もあり、受人の方にも聞いてみたところ、めぐり合わせと言っておりましたので、どういうめぐり合わせかわかりませんが、先ほどの事務局が言いましたように、手狭になったということで、土地を探しておりまして、まとまったという話でした。

こちらについても、許可相当と思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

それから18番。

これについては、皆様ご存じのように、この受人は県でも有数な社会福祉施設を持っております。

それで、渡人は、この施設の隣接する土地を持っている方たちで、今特別なものを作っていないので、受人の方からの要請に従って、協力したということで、双方とも、電話確認したところは問題ないということで、許可相当と思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

7番お願いします。

栗島菊雄
委員

はい、10番栗島が調査報告いたします。

6月27日に書類審査及び現地確認をして参りました。

後日、双方に電話連絡で聞き取りをしました。

受人は、2人の名前書いてあるということは、夫婦です。

渡人と受人は親子関係で、受人の子供が小学生に上がったのを機に、実家である親の土地を、使用貸借権を結んで、自己住宅を作るということで申請をしてきたそうです。

書類にも不備がないことから、許可相当かと思いますが、皆様方のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

14番お願いします。

新井英雄 委員	<p>24番の新井です。 14番について報告いたします。 先月27日、書類審査及び現地確認をいたしました。 資材置場ということで、個人の名義から会社の名義にするということで、なんら問題はないかと思われます。 書類にも不備がなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。 以上です。</p>
議 長	<p>15番お願いします。</p>
関口 均 委員	<p>1番、関口です。 15番について説明いたします。 先月27日に、書類審査と現地確認を行いました。 現地は、受人の車両置場の道路を挟んだ斜め東の近いところであります。 また耕作放棄地でもありましたね、これ。 後日、双方に電話をして、提出された書類に問題のないことを確かめました。 ゆえに、当案件は許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。 以上です。</p>
議 長	<p>16番お願いします。</p>
大林富子 委員	<p>20番大林です。 16番について報告いたします。 先月27日に書類審査及び現地確認を行いました。 現地は道路に面した畑で、道路際の一部分を畑として残し、自己住宅に転用するというような申請でした。 後日、受人・渡人双方に電話にて確認したところ、内容に間違いのないことでした。 書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくをお願いいたします。 以上です。</p>
議 長	<p>19番お願いします。</p>
蓮沼俊男 委員	<p>23番、蓮沼が報告します。 先月の28日に書類審査をいたしまして、協和地区全員の委員さんで、現地を確認して参りました。 今回のこの申請の土地は、受人の隣接する土地でありまして、渡人も、あまり耕作管理が全然なされていなくて、双方にとって好都合という感じで今回の所有権移転ってということで成立したようであります。</p>

問題ないかと思うのですが、皆様のさらなるご審議をよろしく願いいたします。
以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第24号 受付番号2番、4番から7番及び14番から19番を採決いたします。

議案第24号 受付番号2番、4番から7番及び14番から19番については、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員。よって議案第24号 受付番号2番、4番から7番及び14番から19番は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第25号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ですが、全件保留となりましたので、審議案件はございません。

次に、議案第26号 「現況確認証明(非農地証明)について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 山本主事の方からの説明となります。

山本主事 続きまして、24ページをお願いいたします。

議案第26号、現況確認証明(非農地証明)について、令和6年7月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号1番、所在：藤ヶ谷字小山、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：775㎡、判定地目：宅地、現況：物置敷地、所有者：常陸太田市内堀町。

申請地は、市立関城東小学校の西側約550m、県道明野間々田線沿いに位置す

る土地です。

平成 15 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2 番、下川島字西河原、畑、宅地、1,780 m²、宅地、整備場敷地、筑西市下川島。申請地は、JR 水戸線川島駅の西側約 300m、筑西遊湯館の北西側約 300m に位置する土地です。

平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いします。

竹内紀男
委員

1 2 番竹内です。

この現地を農業委員全員で確認いたしまして、何の問題もないということです。

以上です。

議 長

2 番をお願いします。

瀬端 洋
委員

2 1 番瀬端がご報告申し上げます。

先月 2 7 日の日に、書類審査並びに現地確認を行いました。

書類には、不備はありませんでした。

現地も確認した結果、20 年以上を農地として使用されていないということを確認することができました。

以上のことより、本案件は許可相当かと思われましても、さらなる皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 2 6 号 受付番号 1 番から 2 番を採決いたします。

議案第 2 6 号 受付番号 1 番から 2 番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

議長

挙手全員。よって議案第26号 受付番号1番から2番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第27号 「令和7年度国・県農業政策に対する意見要望書について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

市村補佐の方から説明させます。

市村補佐

議案書26ページをお願いいたします。

議案第27号、令和7年度国・県農業政策に対する意見・要望報告書について、令和6年7月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

令和7年度 国・県農業政策に対する要望につきまして、ご意見・ご要望をいただきありがとうございました。

この報告書については、皆様からいただいたご意見・ご要望を事務局で集約いたしまして、整理したのち県に提出することになっております。そのようなことから、似通った内容のご意見につきましては、整理してまとめさせていただいております。できる限り趣旨が変わらないようにいたしましたが、ご提出いただいた文章からは変わっている場合もございますので、ご了承いただければと思います。

それでは、説明させていただきます。

国への要望と県への要望を、それぞれ説明させていただきます。意見要望事項、それに対しての理由の順で述べさせていただきます。

まず、国への要望事項です。

1つ目、食料安全保障の観点から、食料自給率の向上を図り輸入に頼らない「儲かる農業」を目指すにあたり、農業従事者の負担を減らし安心して取り組めるよう各種補助金の確保、及び生産効率向上のための技術提供を要望する。

理由としまして、日本の食料自給率は38%にとどまり、農業者の減少や資材費の高騰により、農業経営への危機感が増大している。「食料・農業・農村基本法」にもある農業の持続的発展の政策を考慮し飼料米の多収品種を導入しているが、一般品種への補助金額が引き下がり、今後の多収品種への影響が懸念される。また、農業法人や担い手が引き受ける農地の許容量が限界に近付いていることから、補助金や技術情報の提供は、生産技術のレベルアップを図り農業所得の向上につながる。

2つ目としまして、担い手や新規参入者への農地集積・集約化を加速させるため、農地の集積・集約化に係る協力金の増額を要望する。

農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、担い手の作業の効率化や、地域における耕作放棄地の再生及び優良農地の維持確保につながる。

3つ目としまして、地域の自主性と工夫を生かした有機野菜等の推進を図るための補助事業等の対応を要望する。

理由としまして、農薬及び肥料の適正な使用は、環境への負荷の低減が図られ、安心安全な食料の生産の確保とともに地域農業の活性化につながる。

続いて、県への要望事項を申し上げます。

畑の進入道路の整備、及び陸田の整備や水路のパイプライン化を、営農の効率化と地域農業の振興を図るため早急な対応を要望する。

理由としまして、畑地は道路が狭く、大型機械が通れないところは担い手に耕作依頼ができない。陸田の復帰にも費用がかかる。また、水路の老朽化により割れ等が生じ、水不足時等は水の確保に困難が生じている。

2つ目です。食料安全保障の観点から、食料自給率の向上を図り輸入に頼らない「儲かる農業」を目指すにあたり、農業従事者の負担を減らし安心して取り組めるよう各種補助金の確保、及び生産効率向上のための技術提供を要望する。

理由としまして、日本の食料自給率は38%にとどまり、農業者の減少や資材費の高騰により、農業経営への危機感が増大している。「食料・農業・農村基本法」にもある農業の持続的発展の政策を考慮し飼料米の多収品種を導入しているが、一般品種への補助金額が引き下がり、今後の多収品種への影響が懸念される。また、農業法人や担い手が引き受ける農地の許容量が限界に近付いていることから、補助金や技術情報の提供は、生産技術のレベルアップを図り農業所得の向上につながる。

3つ目といたしまして、消費者に県内農産物の購買促進を図るためには、輸入農産物より高価でも高品質な国産農作物が安心安全であることを認識してもらい、消費者の信頼を得ることが必要である。茨城県産農産物の積極的なPRを要望する。

理由としまして、全国に茨城県産の優良な農産物の認知度を高めるためには、マスメディア等を活用し、これまで以上のアピールすることが必要である。付加価値をつけた優良農産物のPRは、農業所得向上の一助となり、安定した農業収入は持続的な農業経営につながる。

以上のような内容となっております。

この報告書については、議決が得られましたら、県農業会議に提出いたします。

県農業会議は県内の各農業委員会から提出された要望・意見等に加え、農業経営者組織や農業関係団体からの意見を整理し、専門委員会で検討したのち、国へ提出されることになっております。

以上でございます。ご審議の程よろしく願いたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告を、願いたします。

農政企画
審議会
蓮沼
委員長

本日、開催されました農政企画審議会において、議案 第27号「令和7年度国・県農業政策に対する意見要望書について」を協議・検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議 長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案27号について、ご質疑がありましたら願いたします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第27号を採決いたします。

議案第27号は、原案どおり「令和7年度国・県農業政策に対する意見要望書について」を賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって、議案第27号は原案どおり、「令和7年度国・県農業政策に対する意見要望書について」を決定することに、決しました。

次に、日程第4 報告第14号から第19号を、事務局より説明願います。

事務局長

市村補佐からの説明となります。

市村補佐

私からは報告第14号から報告第19号までを一括してご説明させていただきます。

初めに29ページをお開き願います。

報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

令和6年7月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は1件でございます。

これは市街化区域内における農地転用で、貸家住宅1件の届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に31ページをお開き願います。

報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

令和6年7月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は5件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅3件、宅地分譲地1件、太陽光発電設備1件の専決処理を行ったものございます。

次に34ページをお願いいたします。

報告第16号 農地法第4条の制限除外について

令和6年7月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は1件でございます。

これは、耕作に供するため、2アール未満の進入路への転用でございます。

次に36ページをお願いいたします

報告第17号 農地法第5条の制限除外について

令和6年7月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は1件でございます。

これは、携帯電話無線基地局を設置する工事に伴う転用で、届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に38ページをお願いいたします。

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

令和6年7月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

39ページから41ページにかけて合意解約の通知のありました件数、7件でございます。

詳細の説明は省略させていただきます。

次に42ページをお願いいたします

報告第19号 非農地判断について

令和6年7月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

こちらは、遊休農地等調査において再生利用が困難な農地について農地とし

ては該当しないとみなし、非農地判断を行ったものでございます。

先に行われました現地調査の際に、委員の皆様にご確認いただいております。

なお、非農地判断された農地につきましては、事務局から地権者、法務局のほか本市関係各課に通知を発出いたします。

報告第14号から報告第19号までの説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。

報告第14号から第19号につきましては、報告でございますので、ご了承願いたします。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和6年度第4回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたるご審議お疲れ様でした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和6年7月10日

議 長

署名委員

署名委員